



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

参考資料5

マイナ保険証の利用について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2023/9/3時点)

1. 保険医療機関・薬局全体

準備完了施設数

運用開始施設数

204,453施設 **(89.1%)** , 193,451施設 **(84.3%)**

(参考) 全施設数 229,463施設

(注1) 顔認証付きカードリーダー申込数は209,979施設 (91.5%)

全施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	96.8%	93.6%	8,164
内科診療所	87.7%	81.5%	89,688
歯科診療所	84.7%	78.5%	69,955
薬局	95.2%	93.7%	61,656

2. 義務化対象施設 (令和4年度末時点施設)

準備完了施設数

運用開始施設数

200,440施設 **(95.4%)** , 190,017施設 **(90.4%)**

(参考) 義務化対象施設数 210,114施設

(注2) 顔認証付きカードリーダー申込数は206,423施設 (98.2%)

(注3) 義務化対象施設に対する割合は、オンライン資格確認が義務化された令和5年4月1日時点までに

導入又は経過措置の届出が求められた医療機関・薬局 (支払基金へのレセプト請求ベース) を対象として算出。

義務化対象施設数に対する割合

	準備完了施設数	運用開始施設数	(参考) 全施設数
病院	97.4%	94.3%	8,077
内科診療所	94.3%	87.8%	81,934
歯科診療所	93.6%	87.0%	61,377
薬局	98.5%	97.1%	58,726

【参考：健康保険証の利用の登録】

66,976,244件 カード交付枚数に対する割合 **70.4%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

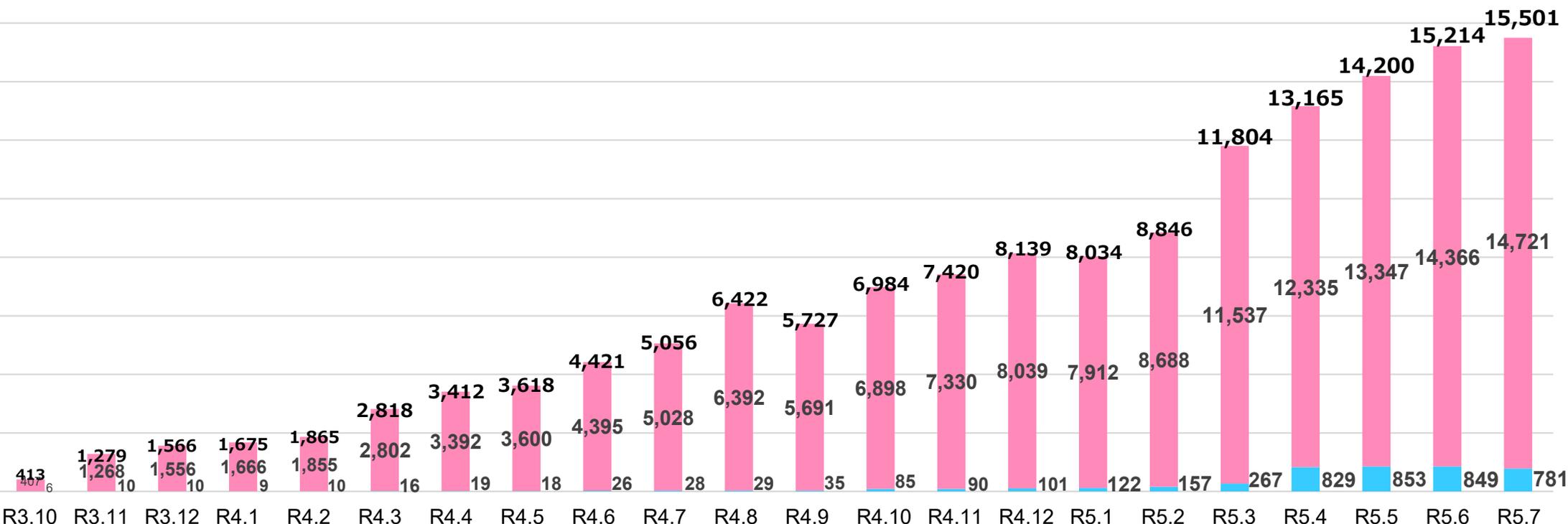
有効申請枚数： 約9,790万枚 (人口比：78.1%)
交付実施済数： 約9,518万枚 (人口比：75.9%)

オンライン資格確認の利用状況①

○ 本格運用開始から令和5年7月末までの期間で、オンライン資格確認等システムを活用した資格確認が約14.7億件行われた。そのうちマイナンバーカードによるもの：約4,400万件、保険証によるもの：約14.3億件であり、合計約14.7億件。（一括照会によるもの：約1.9億件）

■ 運用開始施設における資格確認の利用件数

■ マイナンバーカード（万件） ■ 保険証（万件）



【7月分の内訳】

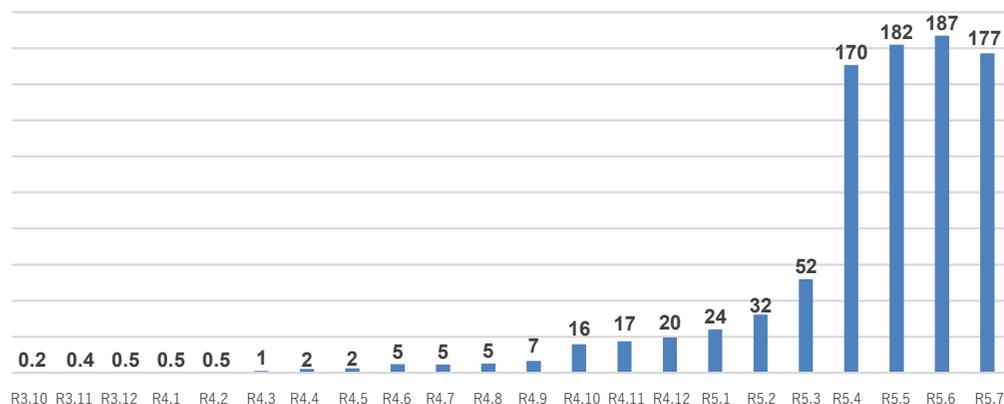
	合計 (件)	マイナンバーカード (件)	保険証 (件)	一括照会 (件)
病院	8,091,340	1,071,242	7,020,098	13,419,186
医科診療所	64,736,621	3,949,487	60,787,134	1,337,276
歯科診療所	11,003,006	1,225,347	9,777,659	3,978,865
薬局	71,183,860	1,560,237	69,623,623	48,650
総計	155,014,827	7,806,313	147,208,514	18,783,977

※ 一括照会：医療機関等が事前に予約患者の保険資格が有効かどうか等、オンライン資格確認等システムに一括して照会すること

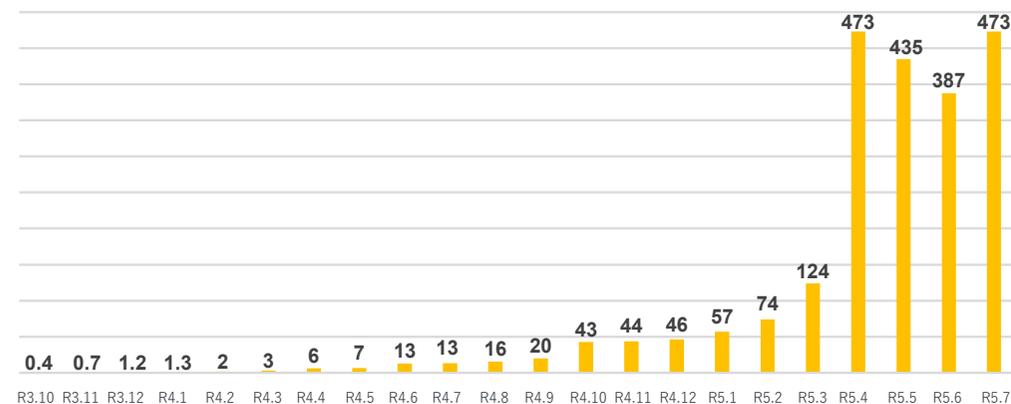
オンライン資格確認の利用状況②

■ 診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数 ※ マイナンバーカードを持参した患者で特定健診等情報、薬剤情報の閲覧に同意をし、医療機関・薬局が利用した件数

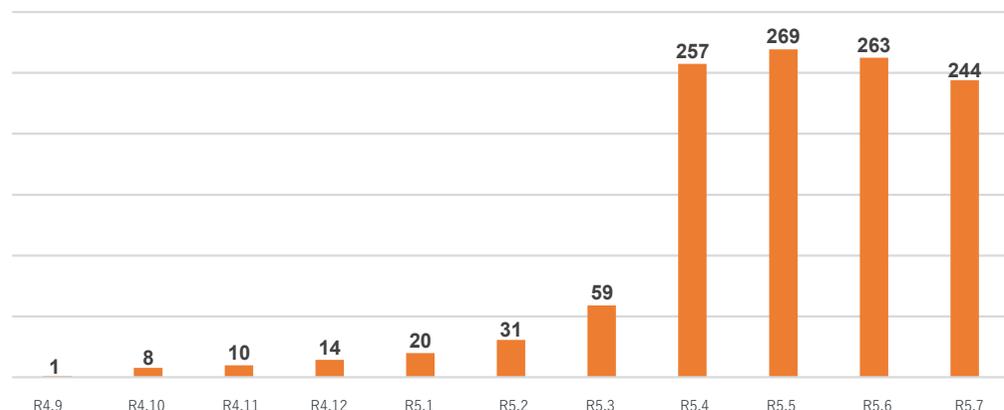
特定健診情報閲覧の利用件数（万件）



薬剤情報閲覧の利用件数（万件）



診療情報閲覧の利用件数（万件）



※ 令和5年7月分の薬剤情報の利用件数は、一部の薬歴管理用のソフトウェアについて、薬剤情報の閲覧時に、複数回のアクセスが発生する不具合が生じていたことから、現在精査中

【7月分の内訳】

	特定健診等情報（件）	薬剤情報（件）	診療情報（件）
病院	184,736	241,804	229,254
医科診療所	966,683	2,222,963	1,753,666
歯科診療所	171,663	281,868	48,739
薬局	448,455	1,985,907	408,169
総計	1,771,537	4,732,542	2,439,828

マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリット

① 本人の受診履歴に基づく質の高い医療を実現

- ・ マイナンバーカードによるオンライン資格確認では、患者自身の**直近の資格情報を確認**ことができ、また、**本人の同意に基づき、過去の薬剤情報や特定健診情報等をその医療機関・薬局に提供**することができる
- ・ 患者にとっては、自身のこれまでの薬剤服用歴等を正確かつ網羅的に**医師等に説明する手間を省きつつ**、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる（**重複投薬・併用禁忌の防止**など）
- ・ 医療機関・薬局にとっては、患者から**問診票等で聞き取るよりも正確かつ効率的に**、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報等を確認できるようになり、より**正確な情報に基づく適切な医療**を提供することができる

② 医療機関、保険者等における効率的な医療システムの実現

- ・ 従来の保険証では、医療機関・薬局や保険者にとっては、**手作業による事務負担や誤記リスク、なりすましによる受診などのリスク**が残る。一方、マイナンバーカードの機能により、顔認証等による**確実な本人確認と資格確認を同時に行うことができる**
- ・ 医療機関等にとっては、レセプトの返戻を回避し、スタッフの確認事務が減少するとともに、**未収金の減少**にも繋がる
- ・ 保険者にとっては、加入者全員に発行している保険証や申請に基づき発行する高額療養費の限度額認定証の**発行事務が減少**するほか、資格喪失後の保険証の使用等による**過誤請求に係る事務処理負担が減少**
- ・ 患者にとっては、限度額認定証等がなくても、高額療養費制度における**限度額を超える支払が確実に免除**